

安来市条例第23号

安来市個人情報保護審査会条例

(設置)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び安来市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年安来市条例第38号）に基づき、個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するため、安来市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、安来市個人情報保護法施行条例（令和4年安来市条例第22号）第2条第2項に規定する実施機関及び安来市議会をいう。

(所掌事項)

第3条 審査会は、個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項又は安来市議会の個人情報の保護に関する条例第45条の規定による諮問に応じ、審査請求について調査及び審議を行うものとする。

2 審査会は、前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する重要な事項について、実施機関に意見を申し出ることができる。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織し、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、第3条第1項に規定する調査審議を行うため、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、審査請求人又は参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）の申立てがあった場合には、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

- 2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査会が期日及び場所を指定し、審査請求人、参加人及び諮問をした実施機関並びに処分庁等（行政不服審査法第4条第1号に規定する処分庁等をいう。第5項において同じ。）を招集してさせるものとする。
- 3 口頭意見陳述において、申立人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。
- 4 口頭意見陳述において、審査会は、申立人のする陳述が審査請求に係る事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。
- 5 口頭意見陳述に際し、申立人は、審査会の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して、質問を発することができる。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に、安来市個人情報保護法施行条例附則第2条の規定による廃止前の安来市個人情報保護条例（平成16年安来市条例第9号）第25条第1項の規定により市に置かれた同項に規定する安来市個人情報保護審査会の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第4条第1項の規定による委嘱を受けたものとみなす。
- 3 市長は、施行日前においても、第4条第1項の規定の例により、審査会の委員の委嘱をすることができる。この場合において、その委嘱を受けた委員は、施行日において同項の規定による委嘱を受けたものとみなす。